定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案(報告)及び改正内容等	備考
報告1	1 件 名 次期茨城県教育振興計画(いばらき教育プラン)について	資料 番号 ①
	2 提案理由等 次期茨城県教育振興計画(いばらき教育プラン)を策定するにあたり、 次期県総合計画について、現在の検討状況を報告するもの	
	3 内 容 次期県総合計画の基本方針や数値目標の素案を説明する。	
	4 提 案 課 総務企画部総務課	

議案等	議案(報告)及び改正内容等	備考
協議1	1 件 名 茨城県教育大綱のキャッチフレーズについて	資料 番号 ②
	2 提案理由等 令和3年12月24日に開催された総合教育会議において、教育大綱に本県 の教育理念を示すキャッチフレーズをつけるべきとの意見があったことか ら、具体案について協議するもの	
	3 内 容 各課から再度提案された、キャッチフレーズ案を説明する。	
	4 提 案 課 総務企画部総務課	

送安(却生)及7以4元内宏竺	農耂
	備考
1 件 名 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則につい て	資料 番号 ③
2 提案理由等 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)が令和4年4月1日 に施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、授業 料等の納入義務者等の規定を改正しようとするもの	
3 内 容 ○ 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則(昭和51年教育委員会規則第10号) 令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられることに伴い、在学中に成年年齢に達した生徒に対応するため、「保護者」を「 <u>保護者等</u> 」に改正し、未成年の生徒にあっては「 <u>親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)</u> 」、成年に達した生徒にあっては「 <u>当該生徒の就学に要する経費を負担する者</u> 」に改める。	
4 施 行 日 令和4年4月1日	
5 提 案 課 総務企画部財務課	
	 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)が令和4年4月1日に施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、授業料等の納入義務者等の規定を改正しようとするもの 3 内 容 ○ 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則(昭和51年教育委員会規則第10号)令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられることに伴い、在学中に成年年齢に達した生徒に対応するため、「保護者」を「保護者等」に改正し、未成年の生徒にあっては「親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)」、成年に達した生徒にあっては「当該生徒の就学に要する経費を負担する者」に改める。 4 施 行 日 令和4年4月1日 5 提 案 課

議案等	議案(報告)及び改正内容等	備考
第40号議案	1 件 名 茨城県県立高等学校学則等の一部を改正する規則について	資料 番号 ④
	2 提案理由等 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)が令和4年4月1日 に施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、関係 規則について所要の改正をしようとするもの	
	3 内 容 (1) 茨城県県立高等学校学則(昭和35年教育委員会規則第7号) 成年年齢の引下げに伴い、「保護者」を「保護者等」とし、定義を追加 【第16条】	
	・第16条第1項中「保護者」を「 <u>保護者等(未成年の生徒にあっては学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者,成年に達した生徒にあっては当該生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)</u> 」に改める。	
	・第18条、第19条、第19条の2、第19条の4、第20条、第23条、第24条、 第26条及び第35条中「保護者」を「 <u>保護者等</u> 」に改める。	
	(2) 茨城県県立中等教育学校学則 (1) と同様の改正を行う。	
	4 施 行 日 令和4年4月1日	
	5 提 案 課 学校教育部高校教育課	

議案等	議案(報告)及び改正内容等	備考
第41号議案	1 件 名 茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について	資料 番号 ⑤
	2 提案理由等 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)が令和4年4月1日 に施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、関係 規則について所要の改正をしようとするもの	
	3 内 容 ○ 茨城県県立特別支援学校学則(昭和46年教育委員会規則第1号) 成年年齢の引下げに伴い、「保護者」を「保護者等」とし、定義を追加 【第15条】	
	・第15条第1項中「保護者」を「 <u>保護者等(未成年の生徒にあっては学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者(以下「保護者」という。)</u> , 成年に達した生徒にあっては当該生徒の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)」に改める。	
	・第16条(見出しを含む。)、第17条、第18条の2、第18条の4、第19条、 第20条、第21条、第22条、第23条、第25条第2項、第30条第1項、様式第 5号、様式第6号、様式第8号、様式第9号、様式第11号、様式第12号、 様式第13号、様式第14号、様式第15号及び様式第17号中「保護者」を「 <u>保</u> 護者等」に改める。	
	4 施 行 日 令和4年4月1日	
	5 提 案 課 学校教育部特別支援教育課	

議案等	議案(報告)及び改正内容等	備考
第42号議案	1 件 名 茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一 部改正について	資料 番号 ⑥
	2 提案理由等 令和4年度県立特別支援学校に学校運営協議会を設置するにあたり、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の 5第1項の規定に基づき、規則の一部を改正しようとするもの	
	3 内 容 茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則(令和3年教育委員会規則第1号)第2条中「第1条に定める中学校、第2条に定める高等学校及び第3条に定める中等教育学校」を「第1条に定める中学校、第2条に定める高等学校、第3条に定める中等教育学校及び第4条に定める特別支援学校」に改める。	
	4 施 行 日 令和4年4月1日	
	5 提 案 課 学校教育部特別支援教育課	